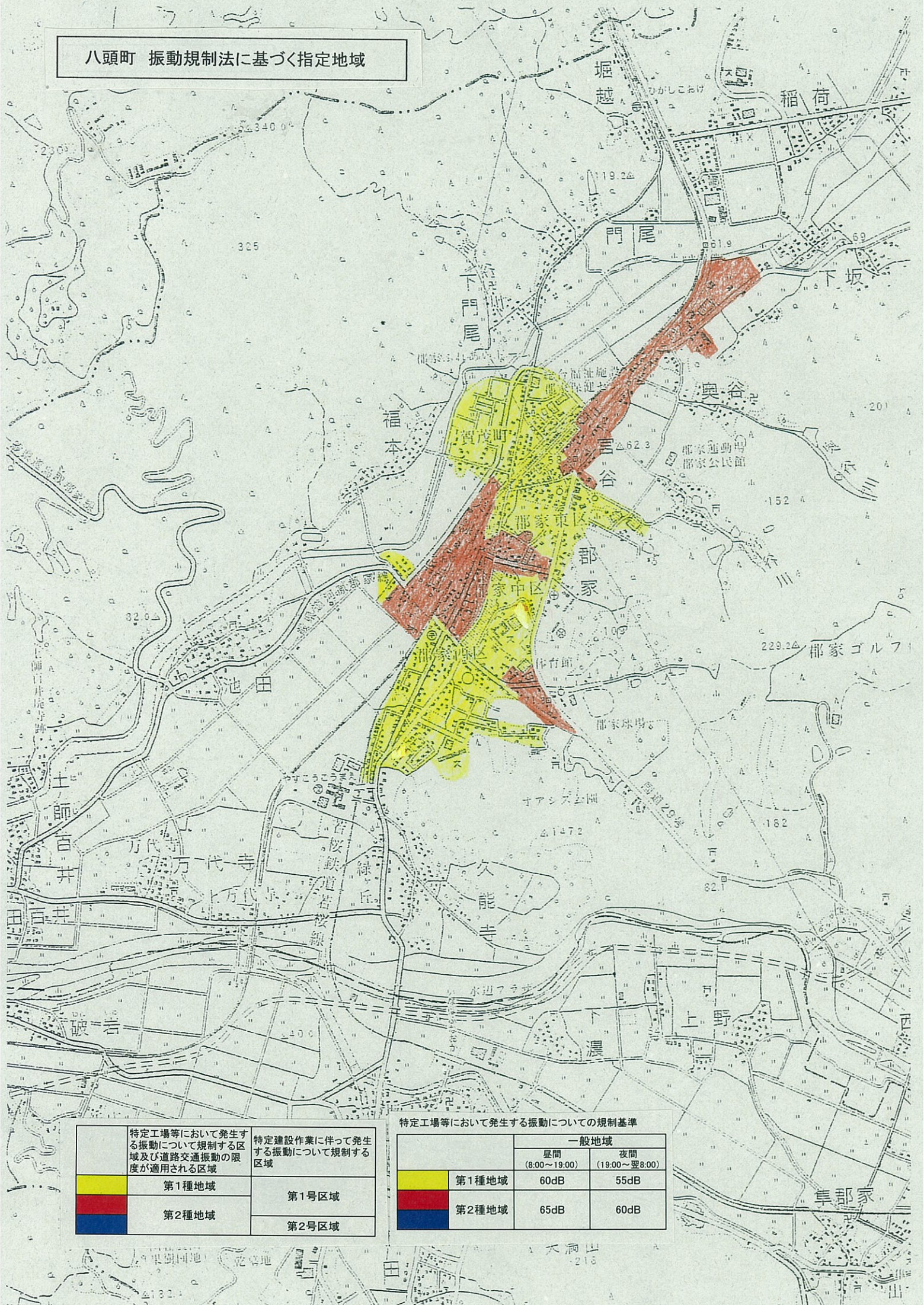


八頭町 振動規制法に基づく指定地域



	特定工場等において発生する振動について規制する区域及び道路交通振動の限度が適用される区域	特定建設作業に伴って発生する振動について規制する区域
	第1種地域	第1号区域
	第2種地域	第2号区域

特定工場等において発生する振動についての規制基準

		一般地域	
		昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~翌8:00)
	第1種地域	60dB	55dB
	第2種地域	65dB	60dB